

平成 24 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 24 年 7 月 24 日

1 平成 24 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、表 1 中の下線が付されていない 36 県（生活保護水準と最低賃金との乖離額（比較時点における最新のデータに基づく生活保護水準と最低賃金との乖離額から、前年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお残る乖離額をいう。以下同じ。）が生じていない県）については、表 1 の金額欄に掲げる金額とし、表 1 中の下線が付された 11 都道府県（乖離額が生じている都道府県）については、当該金額と、以下の(1)又は(2)に掲げる金額とを比較して大きい方の金額とする。

(1) 表 2 中の下線が付されている 3 道県（昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度に乖離額を解消することとされていた道県）については、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を今年度に解消した場合の額を原則としつつ、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案すれば、地域の経済・企業・雇用動向等に著しい影響を及ぼすと考えられることから、昨年度の時点においてそれぞれの地方最低賃金審議会が定めた予定解消期間の年数から 1 年を控除した年数（以下「予定解消残年数」という。）に 1 年を加えた年数で除して得た額も踏まえて、審議を行うものとする。ただし、そうした場合に、今年度の引上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になると見込まれる地域については、乖離額を、予定解消残年数に 1 年を加えた年数で除して得た額を原則としつつ、この年数にさらに 1 年を加えた年数で除して得た額も踏まえて、審議を行うものとする。

(2) 表 2 中の下線が付されていない 8 都府県（最新のデータに基づいて最低賃金と生活保護水準の比較を行った結果、乖離額が再び生じた都府県）については、原則として、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を 2 年以内で、地方最低賃金審議会が定める予定解消期間の年数で除して得た金額とする。

(表 1)

ランク	都道府県	金額
A	<u>千葉</u> 、 <u>東京</u> 、 <u>神奈川</u> 、愛知、 <u>大阪</u>	5 円
B	茨城、栃木、 <u>埼玉</u> 、富山、長野、静岡、三重、滋賀、 <u>京都</u> 、 <u>兵庫</u> 、 <u>広島</u>	4 円
C	<u>北海道</u> 、 <u>宮城</u> 、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	4 円
D	<u>青森</u> 、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	4 円

(表 2)

都道府県	平成 22 年度データ に基づく 乖 離 額 (A)	平成 23 年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (= A - B)
<u>北海道</u>	4 4 円	1 4 円	3 0 円
青森	7 円	2 円	5 円
<u>宮城</u>	2 0 円	1 円	1 9 円
埼玉	2 1 円	9 円	1 2 円
千葉	1 0 円	4 円	6 円
東京	3 6 円	1 6 円	2 0 円
<u>神奈川</u>	3 6 円	1 8 円	1 8 円
京都	1 0 円	2 円	8 円
大阪	2 2 円	7 円	1 5 円
兵庫	1 5 円	5 円	1 0 円
広島	1 8 円	6 円	1 2 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、雇用戦略対話における合意に掲げられた目標についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮し、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記の見解を十分に参酌され、かつ、上記の資料を活用され、東日本大震災により経済・企業・雇用動向等に甚大な影響が生じた地域においては地域ごとの被害状況、復旧・復興状況等にも十分に配慮し、地域の実情を踏まえ、その自主性を発揮することを強く希望する。

- (2) 昨年度の地方最低賃金審議会において、原則として今年度に乖離額を解消することとされていた 3 道県（北海道、宮城及び神奈川）については、今年度の乖離解消額は、平成 20 年度以降の公益委員見解で示した考え方を踏まえれば、最新のデータに基づいて算出された乖離額を、予定解消残年数で解消することを前提に定められるものである。

しかし、最新のデータに基づいて最低賃金と生活保護水準との比較を行った結果、昨年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお生活保護水準と最低賃金との乖離額が残されていた 3 道県の全てにおいて、乖離額が昨年度に増して大きく拡大するといった状況が見られ、前提どおりとした場合に、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案すれば、地域の経済・企業・雇用動向等に著しい影響を及ぼすと考えられるところである。

このため、地域別最低賃金の具体的な水準は、地域における労働者の生計費なканずく生活保護のみによって定められるものではなく、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力も含めて総合的に勘案して決定されるべきものであることにかんがみれば、今年度においては、上記の公益委員見解で示した考え方に基づく乖離額の解消方法を見直すこともやむを得ないものとする。

具体的には、今年度の乖離解消額の目安については、乖離額を今年度に解消した場合の額を原則としつつ、昨年度の時点においてそれぞれの地方最低賃金審議会が定めた予定解消残年数に1年を加えた年数で除して得た額を踏まえた審議を行うことが適当である。ただし、そうした場合に、今年度の引上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になると見込まれる地域については、乖離額を予定解消残年数に1年を加えた年数で除して得た額を原則としつつ、この年数にさらに1年を加えた年数で除して得た額も踏まえた審議を行うことが適当である。

- (3) 上記(2)の見直しに伴う乖離額の予定解消期間の見直しについては、昨年度の地方最低賃金審議会において、原則として今年度に乖離額を解消することとされていた3道県については、予定解消残年数に1年を加えた年数までと見直すことが適当と考える。

一方、最新のデータに基づいて最低賃金と生活保護水準の比較を行った結果、乖離額が再び生じた8都府県（青森、埼玉、千葉、東京、京都、大阪、兵庫及び広島）については、平成20年度以降の公益委員見解で示した考え方を踏まえれば、乖離額を原則として2年以内に解消することとなるが、最低賃金法第9条第3項の趣旨にかんがみれば、できるだけ速やかに解消を図ることが適当と考える。

なお、具体的な予定解消期間については、地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮することを期待する。

- (4) また、今後の最低賃金と生活保護水準の比較については、引き続き比較時点における最新のデータに基づいて行うことが適当と考える。
- (5) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。